

風景街道募集要領

～目 次～

1. はじめに	1
2. 日本風景街道のねらい	1
3. 申請主体	1
4. 登録条件	2
5. 登録申請書	2
6. 申請書類の提出先	3
7. 登録条件の確認	3
8. 結果の通知・公表	3
9. 登録の取り消し	4
10. 登録内容の変更	4
11. 活動報告	4
12. 活動支援	4
13. 申請に関する相談等	4
14. その他	4

<添付資料>

『風景街道 登録申請書・登録事項等変更届』

九州風景街道推進会議

1. はじめに

近年、我が国では、市民意識の高まり、価値観の多様化等により、道を舞台としたイベントや地域振興等の取組みや、地域住民が身近な道路を美しく、地域にあった管理を行うといった地域活動が活発化する等、従来行政が担ってきた範囲にとどまらない「公」の役割を、地域住民、NPO、企業等が担うといった動きが全国各地で広がっています。また、これまで人や物資の移動のために使われてきた道路から、美しい風景の中でゆったりと走れる道路への転換を求める等、道に対するニーズも多様化しています。

これらの動きを受け、平成17年12月、奥田碩日本経団連会長（現日本経団連名誉会長）をはじめ、我が国を代表する有識者の方々からなる日本風景街道戦略会議が設立され、会議の委員の方々による度重なる議論、全国40箇所へのぼる地域への視察を通じて、平成19年4月に「日本風景街道の実現に向けて」が国土交通大臣に提言されました。

国土交通省では、本提言を受け、全国各地の道を舞台とした様々な活動に対してできる限り門戸を広げることにより、多種多様な風景街道を実現し、また日本風景街道を国民的な運動として全国に展開することを目的に、風景街道を公募することとしました。

本募集要領は、九州における風景街道の募集にかかる要領を示したものです。

2. 日本風景街道のねらい

日本風景街道は、郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創成する運動を促し、以って、地域活性化、観光振興に寄与することを目指しています。

3. 申請主体

道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台とし、地域の資源を活かした多様で質の高い風景の形成等に係わる活動を実施する全ての団体が参加可能です。

ただし、日本風景街道に登録をするためには、「風景街道パートナーシップ」※1が申請主体となる必要があります。

※1 「風景街道パートナーシップ」とは

風景街道毎に設置され、活動を実施する組織であり、地域住民、NPO、町内会・自治会、企業、大学関係者、警察、市町村などの地方公共団体等の「活動に応じて必要な組織」と「道路の管理者」で構成される組織のことです。

なお、「道路の管理者」には、「中心となる道路」の道路管理者が構成員として必要です。

注)「中心となる道路」とは、「風景街道」の骨格をなす道路であり、必ずしも道路法上の道路である必要はありません。なお、「中心となる道路」が道路法上の道路でない場合、「風景街道パートナーシップ」には、「中心となる道路」と交差する道路の道路管理者が構成員として含まれている必要があります。

4. 登録条件

風景街道を登録するためには、以下に示す条件を満たす必要があります。

- 一 「風景街道パートナーシップ」が組織されていること。
(注) 暴力団その他の反社会的活動を行う団体は除外すること
- 二 日本風景街道の地域資源(別紙-1に示す)のうちいずれか一つ以上の資源を申請している「風景街道」に有していること。
- 三 「風景街道パートナーシップ」が日本風景街道の理念に賛同し、それらに合致した活動を継続的に実施していること。
(注) 特定の政治的及び宗教的信条にもとづく活動を行わないこと
- 四 申請している「風景街道」に「中心となる道路」が存在していること。

5. 登録申請書

①「風景街道」の登録申請にあたっては、申請書を作成し提出して頂きます。別表1に従い、次に掲げる事項について記入して下さい。また、この他添付資料があれば併せて提出して下さい。なお、別表1に収まらない場合は、各項目の欄を自由に拡げて構いません。

- 1) 風景街道の名称
- 2) 中心となる道路の名称及び道路管理者
(中心となる道路が道路法上の道路でない場合は、中心となる道路と交差する道路の道路管理者も記載)
- 3) 風景街道の範囲
(風景街道として登録するエリアを示し、中心となる道路が明記された図面を添付)
- 4) 風景街道の地域資源
(風景街道として登録するエリア内に点在する地域資源を記載)
- 5) 風景街道パートナーシップの名称(申請団体名)
- 6) 申請者名(風景街道パートナーシップの代表者名)
- 7) 申請者が所属する組織の連絡先
- 8) 風景街道パートナーシップ事務局担当者名
- 9) 事務局担当者が所属する組織の連絡先
- 10) 風景街道パートナーシップを構成する組織及び活動内容
(風景街道パートナーシップに参加する活動団体や個人、道路管理者を記載)
- 11) 風景街道パートナーシップの活動方針

②「風景街道パートナーシップ」は活動計画書を策定し、申請時又はその後随時、九州風景街道推進会議(6.に記す提出先)に提出することができます。以下に活動計画書に記載される事項の例を示します。ただし、例に制限されることなく記載して構いません。

- 1) 風景街道の特徴および、主要な地域資源の概要
- 2) 風景街道のテーマ

- 3) 活動にあたっての方針・目標
- 4) 活動を実施する体制
- 5) これまでの活動実績
- 6) 当該年度の活動計画および役割分担（道路管理者等による支援項目を含む）
- 7) 活動を行う上での課題・問題点
- 8) その他必要な事項

6. 申請書類の提出先

①申請は、申請書類1部を下記申請先に郵送またはメールにてご提出下さい。

【申請先】

九州風景街道推進室

（国土交通省 九州地方整備局 道路部 道路計画第二課）

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-10-7

電話：092-476-3513

E-mail：fukeikaido@qsr.mlit.go.jp

②提出期間

平成19年9月10日（月）以降随時受け付けています。

③注意事項

- ・提出書類の返却は致しません。
- ・FAXによる申請書類の提出はご遠慮願います。

7. 登録条件の確認

提出された登録申請書をもとに九州風景街道推進会議^{※2}において、4.登録条件の各号を満たしていることを確認し、「風景街道」への登録を行います。なお、登録条件の確認に際し、必要に応じて申請団体の「風景街道パートナーシップ」に対してヒアリング等を求める場合があります。

※2 九州風景街道推進会議（以下、「推進会議」という）とは、九州地区における「風景街道」に関する取り組みを円滑かつ効果的に推進するために設置された会議であり、「風景街道」に関する基本的な方針の策定、支援施策の企画・立案を行う他、「風景街道」の登録を行います。

8. 結果の通知・公表

登録された「風景街道」については、「風景街道パートナーシップ」に対し「登録証」を交付することにより通知をするとともに、ホームページ等にて公表します。

9. 登録の取り消し

推進会議は、登録後、4. 登録条件を満たさないことが確認された場合、その旨を該当する「風景街道パートナーシップ」に対し通知し、その後も改善されていない場合には、登録を取り消すことがあります。

10. 登録内容の変更

「風景街道パートナーシップ」は、登録後、登録申請内容に変更が生じた場合は、推進会議に、変更内容を別表1に記載の上、届ける必要があります。

11. 活動報告

「風景街道」に登録された場合、「風景街道パートナーシップ」は、年間の活動実績、活動計画について、推進会議に報告して頂くことになります。

12. 活動支援

登録された「風景街道」は、必要に応じ、別紙-2に示すような活動支援を受けることができます。

推進会議は、日本風景街道の取り組みを推進するための支援計画を策定します。活動計画書が提出された「風景街道」については、推進会議が各風景街道の活動計画に沿った個別の支援項目を検討し、支援計画に位置づけます。

13. 申請に関する相談等

「風景街道」の登録申請及び日本風景街道に関わる活動に関する問い合わせは、下記で受け付けるとともに、国土交通省九州地方整備局の国道事務所等で受け付けています。

(別紙-3参照)

九州風景街道推進室

(国土交通省 九州地方整備局 道路部 道路計画第二課) 担当：課長補佐

電 話 : 092-476-3513

E-mail : fukeikaido@qsr.mlit.go.jp

14. その他

①日本風景街道に関する情報は下記ホームページで閲覧できます。

【日本風景街道 HP】 URL : <http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/fukeikaidou/>

【九州風景街道 HP】 URL : <http://www.qsr.mlit.go.jp/n-michi/fukeikaido/>

②本募集要領は、必要に応じて変更される可能性がありますので、申請時には最新の要領を九州風景街道推進会議事務局までお問い合わせ下さい。

■地域資源（例）

1) 景観資源

街並み・沿道景観を形成する資源、人工物（橋梁、堰等）、ランドマーク、夜景、水辺、港、棚田、田畑 等

2) 自然資源

世界遺産、ラムサール条約、国立・国定公園、自然公園、花鳥風月、森、地質、生物固有種、気候、山岳、海岸海洋、川、池・湖、動植物、渓谷、森、雪、滝、岩石、砂丘、峠、山道 等

3) 歴史資源

街道史（旧道・古道）、歴史的人物、寺社仏閣、遺跡・史跡、老舗、歴史的建築物、記念碑、宿場町、産業遺産、伝統的建造物群保存地区 等

4) 文化資源

世界遺産、重要文化財、登録有形文化財、民話、伝統芸能、祭り・行事、文化人、芸術、食文化、異国文化、精神文化、闘牛 等

5) 体験・交流資源

レクリエーション施設、体験・交流施設（体験農場等） 等

6) 施設・情報資源

道の駅、宿泊施設・休憩施設、温泉、市場、屋台、商店街、地場産業、特産品、交通結節点、高速道路、情報提供施設等、展覧会、地域とのアクセス手段（鉄道、路面電車、バス、新幹線、船舶等）、エリア内を巡る手段（レンタカー、バス、バイク、自転車、徒歩、船舶等） 等

■活動支援（例）

①人的支援

- ・風景街道パートナーシップの運営
- ・勉強会、研修会、ワークショップの開催
- ・現況調査・資源発掘調査などの自己点検活動 等

②制度的支援

- ・本国会で改正された道路法の活用
- ・景観法の積極的な活用 等

③多様な主体による協働の取組みを通しての支援

ア 施設整備

- ・無電柱化の重点的な推進
- ・植栽の整備、道路清掃活動、路側・路肩の整備、ガードレールの見直し、案内看板の整備、ポケットパークの整備、ビューポイントの整備、「とるば」の設置・情報提供等

イ 情報発信

- ・観光に寄与する情報発信
- ・ガイドマップ、ガイドブック、パンフレット、HP等による地元広報・PR活動
- ・ボランティアガイド・語り部等の育成 等

ウ その他

- ・屋外広告物の整序・取り締まり
- ・公物の景観管理
- ・地域資源の保存
- ・後継者づくり等の人材の育成
- ・各々の「風景街道」間の情報交換、連携の調整 等

日本風景街道に関する相談窓口

①メールの場合

E-mail : fukeikaido@qsr.mlit.go.jp

九州風景街道推進室
国土交通省 九州地方整備局 道路部 道路計画第二課

②電話・訪問の場合

◇相談窓口

相談窓口名称	担当者	電話番号
九州地方整備局 道路部	道路計画第二課長補佐	092-476-3513

◇地域相談窓口

相談窓口名称	担当者	電話番号
福岡国道事務所	計画課長	092-681-4731
北九州国道事務所	調査課長	093-951-4331
佐賀国道事務所	調査第一課長	0952-32-1151
長崎河川国道事務所	調査第二課長	095-839-9211
熊本河川国道事務所	調査第二課長	096-382-1111
八代河川国道事務所	調査第二課長	0965-32-4135
大分河川国道事務所	調査第二課長	097-544-4167
佐伯河川国道事務所	調査第二課長	0972-22-1880
宮崎河川国道事務所	調査第二課長	0985-24-8221
延岡河川国道事務所	調査第二課長	0982-31-1155
鹿児島国道事務所	調査課長	099-216-3111
大隅河川国道事務所	調査第三課長	0994-65-2541